理事会承認日：令和５年３月 20 日

# 評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人けやき福祉会定款第８条に基づき、評議員の支給基準を定めるものである。

（定義）

第２条　本規程でいう評議員とは、定款第５条による評議員をいう。

（報酬総額）

第３条　定款第８条によるものとし、これを超えない。

（出席報酬等）

第４条　評議員会に出席したときは、別表により報酬及び交通実費を支払う。

２　オンラインによる評議員会に出席したときは、別表により報酬を支払う。

（報酬の支給日）

第５条　評議員の報酬は、月末締切、翌月 25 日（休祭日の場合は、直近の営業日）の口座振込とする。

（改正）

第６条　本規程を改正する必要が生じた場合には、理事会、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成２９年６月２０日より施行する。

附則

この規程は、平成３０年４月１日より施行する。

附則

この規程は、令和５年４月１日より施行する。

別表

| 名　称 | 報　酬　額（円） |
|---|---|
| 評議員会出席報酬等 | １０、０００ |
| 交　通　費 | 実　費 |